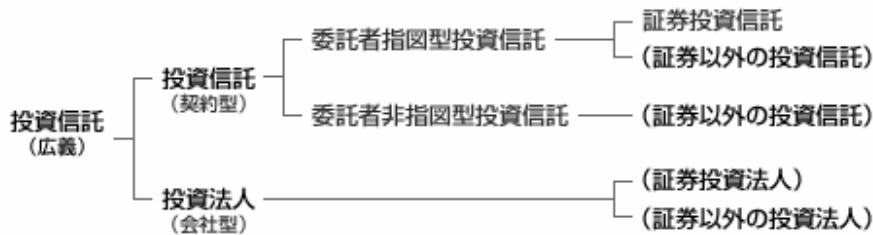


# 投資信託の分類

## 1. 形態による分類

投資信託法（2000年改正）により、以下の形態となりました。



(注)：( )内は比較の便宜上つけたものであり、法律上の正式名称ではない。

**契約型** … i 信託契約をベースにした「投資信託」であり、次の二種類の形態に分類されます。

**委託者指図型投資信託**；委託者（投資信託会社）、受託者（信託会社等）、受益者（投資家）の三者によって構成されます。

**委託者非指図型投資信託**；委託者＝受益者（投資家）と受託者（信託会社等）の二者によって構成されます。

ii 追加設定の有無により、以下の二種類に分類されます。

- |   |                       |   |
|---|-----------------------|---|
| { | <b>ユニット型<br/>＝単位型</b> | ——当初募集のみを行い、ファンド設定後、償還まで元本の追加信託を行いません。信託期間は期限が決められており、購入は当初募集期間中に限定されますから、全員が同一価格（額面価格）で購入することになります。<br>(例) わが国の単位型投資信託                 |
|   | <b>オープン型<br/>＝追加型</b> | ——当初設定されたファンドにその後も追加信託が行われ、追加設定分も当初の信託財産と共に運用されるものです。信託期間は有期限および無期限のものがあり、当初設定後の購入は日々変動する時価で行われます。<br>(例) わが国の追加型投資信託<br>イギリスのユニット・トラスト |

**\*現在、わが国で購入できる投資信託は、ほとんどこの「契約型」となっています。**

※当資料は 2007 年 5 月末日現在の法令などに基づいています。

- 会社型** … i 「投資法人」(会社型投資信託)は、資産を主として特定資産(※)に対する投資として運用することを目的として設立された社団であり、投資証券(株式に相当)及び投資法人債(社債に相当)を発行して資金を調達します。
- ii 投資証券の払戻しの有無により、以下の二種類に分類されます。

{	<p><b>オープン・エンド型</b> —— 投資証券の追加発行及び払戻しがファンドの1株当たり純資産にもとづいて、常時行なわれるもの。 (例) アメリカのオープン・エンド型投資会社 (このタイプはミューチュアル・ファンドと呼ばれる)</p>
	<p><b>クローズド・エンド型</b> —— ファンドによる投資証券の払戻しは行われず、取引所又は店頭市場において、市場価格にもとづいて投資証券の売買が行われるもの。 (例) アメリカのクローズド・エンド型投資会社 イギリスのインベストメント・トラスト 日本の不動産投信(リート)</p>

(※) 特定資産

- ① 有価証券
- ② 有価証券指数等先物取引に係る権利
- ③ 有価証券オプション取引に係る権利
- ④ 外国市場証券先物取引に係る権利
- ⑤ 有価証券店頭指数等先渡取引に係る権利
- ⑥ 有価証券店頭オプション取引に係る権利
- ⑦ 有価証券店頭指数等スワップ取引に係る権利
- ⑧ 不動産
- ⑨ 不動産の賃借権
- ⑩ 地上権
- ⑪ 金銭債権
- ⑫ 約束手形
- ⑬ 金融先物取引に係る権利
- ⑭ 金融デリバティブ取引に係る権利
- ⑮ 次に掲げるものを信託する信託の受益権
  - イ 金銭(信託財産を主として前各号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする場合に限る。)
  - ロ 有価証券
  - ハ 金銭債権
  - ニ 不動産
  - ホ 地上権及び土地の賃借権
- ⑯ 匿名組合出資持分
- ⑰ 金銭の信託の受益権であって、信託財産を主として匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とするもの

※当資料は2007年5月末日現在の法令などに基づいています。

## 2. 勧誘方法による分類

**公募ファンド** ……………新たに発行される受益証券の取得の申込みの勧誘のうち、多数の者（50人以上）を対象とするファンド（適格機関投資家私募ファンドを除く）。（投資信託法第2条第13項及び施行令第6条）

**私募ファンド** ……………新たに発行される受益証券の取得の申込みの勧誘のうち、適格機関投資家のみ。または少人数（50人未満）の一般投資家を対象とするファンド。（投資信託法第2条第14項、第15項）

※当資料は2007年5月末日現在の法令などに基づいています。

### 3. 投資対象による分類

公社債投資信託 …………… 公社債および短期金融商品等で運用し、株式は一切組入れることができないもの。

株式投資信託 …………… 主として株式を組入れて運用するもの。(仕組み上、株式を組入れることができるものを含む)

※当資料は 2007 年 5 月末日現在の法令などに基づいています。